

同一労働同一賃金を徹底解説！ いま企業に求められる対応策とは

「同一労働同一賃金」は、働き方改革関連法に盛り込まれ、大企業は2020年4月から、中小企業は2021年4月から適用されます。

その目的は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との不合理な待遇の差を無くすこと、それにより、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようになり、その結果、多様で柔軟な働き方が選択できるようになることにあります。

一方、「同一労働同一賃金」を正しく理解している人は少ないようです。エン・ジャパンが実施した調査※では、その概念を正しく理解している人は2割にとどまっています。

改正法の正しい理解と、事前の十分な準備があつてこそ、前述の目的の達成が生産性のアップに繋がり、労使双方とも働き方改革の成果を得ることができるのではないのでしょうか。

そこで、当会では、弁護士による、実務者向けのセミナーを開催することとなりました。

経営幹部、管理職の皆様、貴重なこの機会をお見逃しなく、ご参加お待ちしております。

※2018年9月～10月派遣社員へのインターネットによるアンケート

セミナーのポイント

- ①そもそも同一労働同一賃金とは？
- ②同一労働同一賃金に違反するとどうなる？
- ③似ているようで大違い、均等待遇と均衡待遇とは？
- ④同一労働同一賃金ガイドラインの解説
- ⑤同一労働同一賃金に関する近時の裁判例
- ⑥同一労働同一賃金に向けて企業が取り組むべきこととは？
- ⑦手当や賞与の支給基準、支給方法の再確認と見直しについて

講師：かきつばた 杜若経営法律事務所
弁護士 きしだあきひこ 岸田鑑彦氏



平成17年慶応義塾大学法学部卒業
平成20年9月新司法試験合格
平成29年杜若経営法律事務所パートナー弁護士
取扱分野/使用者側労務専門弁護士として、訴訟・労働審判・労働委員会等あらゆる労働事件の使用者側代理を務めるほか、労組対応として団体交渉に立ちあう。あいおいニッセイ・日本生命保険等企業法務担当者向けや社労士向けセミナー講師を多数務める。
執筆活動/日本法令「労務トラブルの初期対応と解決のテクニック」/労政時報「実務に役立つ法律講座」/ビジネスガイド/リズカサ Mkt TODAY ほか多数。

日時：2019年5月29日（水）13：30～16：00（受付開始13：00）

会場：東実健保会館会議室（中央区東日本橋3-10-4・都営新宿線「馬喰横山駅」A1出口徒歩1分）

定員：30名（先着順）※満席の場合はご連絡します（ホームページでもご確認いただけます）

申込：裏面の参加お申込書にご記入のうえ、FAXしてください。

主催：一般社団法人 商業・サービス業退職金共済会

お申込み F A X 番号

03-5652-1880

お申込書をご記入のうえ、F A X を送信してください。

ご不明な点やお電話でのお申込みは **03-5652-8030** までお気軽にお電話下さい。

先着30名様に「受講票」をお送りいたします。（5月20日発送予定）

【5/29 参加お申込書】

会社名		TEL	
		FAX	
会社 ご住所	〒 —		
参加者 氏名		部署 役職	
参加者 氏名		部署 役職	

<問合せ先>

東京実業連合会 〒103-0004 東京都中央区東日本橋 3-4-10 アクロポリス 2 1 ビル 2 階

電話：03-5652-8030 担当：北原/横山 E-mail：yokoyama@tojituren.or.jp

※ご記入いただきました情報は当該セミナーに関する連絡、記録のために使用します。